固定資産税（償却資産）の申告の手引

申告期限　令和9年2月1日

筑紫野市　税務課

春 日 市　税務課

大野城市　市税課

太宰府市　税務課

那珂川市　税務課

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は毎年１月１日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただく必要があります。

つきましては、申告用紙を同封しましたので、この「申告の手引」を参照の上、申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いします。

＜ 目 次 ＞

第１　償却資産の申告について

１　申告していただく方 …… 1
２　申告の方法と提出書類 …… 1
３　申告期限 …… 1
４　提出先 …… 2
５　電子申告について …… 2
６　申告されない方、虚偽の申告をされた方 …… 2
７　実地調査等のお願い …… 2
８　国税資料等の閲覧について …… 2

第２　償却資産のあらまし

１　償却資産の範囲 …… 3
(1)　償却資産とは …… 3
(2)　償却資産の種類 …… 3
(3)　特に注意を要する申告の対象となる資産 …… 3
(4)　少額資産等の取り扱いについて …… 4
(5)　家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区分 …… 4
(6)　テナント等が設置した家屋の附帯設備 …… 5
(7)　リース資産の取り扱いについて …… 6
２　国税との主な違い …… 6
３　償却資産の評価方法 …… 7
４　納税義務者等について …… 7
５　非課税となる資産 …… 8
６　大型特殊自動車と小型特殊自動車について …… 8

第３　償却資産申告書の書き方

記載例１　償却資産申告書（償却資産課税台帳） …… 9
記載例２　種類別明細書（増加資産・全資産用） …… 10
記載例３　種類別明細書（減少資産用） …… 11

第1　償却資産の申告について

1　申告していただく方

毎年1月1日現在、市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人又は個人

2　申告の方法と提出書類

申告書は eLTAX による電子申告、郵送または窓口へ提出してください。
申告書の控えが必要な方は、提出前に申告書をコピーしてください。
また、郵送で提出される方で、申告書控えに受付印を押したものが必要な方は、必ず申告書控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

●　本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注 意 点	・毎年１月１日現在、市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄へ「該当資産なし」と記入されるか、「該当資産なし」を選択して提出してください。
記 載 例	9～10 ページ

●　前年度に申告されている方

※前年度までに申告された全ての資産は、種類別明細書（増加資産・全資産用）に印字されています。
（自社の電算処理で、全資産を申告されている一部の方は印字されていません。）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・種類別明細書（減少資産用）**※各市のホームページからダウンロードしてください。**
注 意 点	・前年中に増加・減少した資産を、それぞれ種類別明細書に記入してください。 ・前年前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産は種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。 ・種類別明細書（減少資産用）は、減少した資産のみを記入してください。 ・増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄へ「資産の増減なし」と記入されるか、「資産の増減なし」を選択して申告書のみ提出してください。
記 載 例	9～11 ページ

●　廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（減少資産用）**※各市のホームページからダウンロードしてください。**
注 意 点	・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。
記 載 例	9、11 ページ

3　申告期限

２月１日

※事務処理の都合上なるべく「１月中旬」までに申告してくださいますようご協力をお願いします。

4　提出先(償却資産が所在する市へ)

●筑紫野市　〒818-8686　福岡県筑紫野市石崎１丁目１番１号
筑紫野市役所　市民生活部税務課　固定資産税担当
TEL 092-923-1111（代表）　FAX 092-923-1134

●春 日 市　〒816-8501　福岡県春日市原町３丁目１番地５
春日市役所　市民部税務課　資産税担当
TEL 092-584-1111（代表）　FAX 092-584-1141

●大野城市　〒816-8510　福岡県大野城市曙町２丁目２番１号
大野城市役所　市民生活部市税課　固定資産税担当
TEL 092-580-1829（直通）　FAX 092-592-6286

●太宰府市　〒818-0198　福岡県太宰府市観世音寺１丁目１番１号
太宰府市役所　市民生活部税務課　固定資産税係
TEL 092-921-2121（代表）　FAX 092-921-2149

●那珂川市　〒811-1292　福岡県那珂川市西隈１丁目１番１号
那珂川市役所　市民生活部税務課　固定資産税担当
TEL 092-953-2211（代表）　FAX 092-953-0688

5　電子申告について

地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ：エルタックス）を利用し、インターネットによる市税の電子申告等のサービスを開始しています。エルタックスをご利用いただくことで、自宅やオフィス等からも申告ができます。

・ご利用手順【利用届出（新規)、電子申告、電子申請・届出】など詳しくは、
ｅＬＴＡＸ（エルタックス）ホームページをご覧ください。

6　申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて､延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

追徴課税は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

7　実地調査等のお願い

申告書受付後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を順次行っていますので、その節はご協力をお願いします。また、実地調査に伴って申告漏れが判明した場合は地方税法に基づき５年間遡及して追徴課税となりますのでご注意ください。

8　国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

第２　償却資産のあらまし

１　償却資産の範囲

⑴　償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産（所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産（ソフトウェア等)及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

⑵　償却資産の種類

資産の種類			具体例
1	構築物	構築物	門、塀、擁壁（土留め)、広告塔、舗装路面（駐車場舗装)、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備
		建物附帯設備(建築設備)	１ プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 ２ 建築設備のうち償却資産として扱うもの（4ページ参照） ３ 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装は、償却資産（分離課税）として申告してください。
2	機械及び装置		金属・印刷・縫製等の製造加工機械、太陽光発電設備、土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー）その他産業機械及び装置等
3	船舶		客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、ボート等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー) その他運搬車(自動車税､軽自動車税の課税対象となるものは該当しません｡)
6	工具・器具及び備品		ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオン、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

⑶　特に注意を要する申告の対象となる資産

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア　建設仮勘定で経理されている資産
イ　決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
ウ　薄外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
エ　償却済資産（減価償却が終わった資産）
オ　遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
カ　未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
キ　改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱う資産）
ク　資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、事業・非事業にかかわらず申告が必要）
ケ　太陽光発電設備（事業用資産の太陽光発電設備）

※中小企業者等が、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税が軽減される場合があります。詳しくは各市の固定資産税担当までお問い合わせください。

⑷　少額資産等の取り扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産。取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となる。（法人のみ。個人は取得した年の経費に全て算入される（※2参照））。

	償却方法＼取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 40万円未満※4	40万円以上※4
①	一時損金算入※1	申告対象外			
②	3年一括償却※1	申告対象外			
③	リース資産	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例※1　※3	申告対象			
⑤	個別減価償却※2	申告対象			

※１　上記①・②・④の償却方法について、令和４年１月１日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外。

※２　個人の場合は、平成10年４月１日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和４年４月１日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産を除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはない（所得税法施行令第138条第１項）。

※３　④中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入特例青色申告法人である中小企業者等が、取得価額が40万円未満※４である減価償却資産を事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる（取得価額の年間総額、従業員数、前3事業年度の平均所得等の条件あり）。

※４　令和8年3月31日までに取得のものは30万円。

⑸　家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下表及び5ページの例示を参考にしてください。

区　　分	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電気設備（屋内）、照明設備（屋内）、電灯・コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、ナースコール設備、避雷設備　等	電気設備（屋外）、受変電設備、予備電源設備、動力配線設備、太陽光発電設備、照明設備（屋外）、ネオンサイン、電気引込設備、電話機、LAN設備一式、中央監視制御設備、POSシステム　等
給排水衛生設備	給排水設備（屋内）、高架水槽、セントラルバキュームクリーナー　等	給排水設備（屋外）、中水処理設備、独立給水塔、公衆浴場の元釜・補助釜・元釜槽、井戸、浄化槽　等
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）等	屋外供給本管・設備　等

空調設備	エアコン（埋め込み式）、換気扇、送風機、天井扇　等	エアコン（取外し可能なもの）、ドラフトチャンバー、スクラバー　等
その他	自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター、金庫扉、貨車・コンテナ利用の倉庫（家屋要件を満たすもの）　等	洗濯設備、厨房設備、取り外しの容易な簡易間仕切、テント、電子錠、貨車・コンテナ利用の倉庫（家屋要件を満たすものを除く）　等

※　家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。
「家屋に含めるもの」であっても、特定の生産又は事業の用に供する設備は償却資産の申告の対象になります。

⑹　テナント等が設置した家屋の附帯設備

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外のテナント（入居者）等が、その事業の用に供するために取り付けたものは、⑸の表の区分に関わらず、家屋に属する部分も含めて償却資産の申告の対象となります。

＜償却資産と家屋の区分表＞

※　主な設備等の例示。家屋と設備等の所有者が異なる場合はすべて償却資産申告の対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式、非常用照明設備	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（エレベーター、空調設備用等）	○			◎
	電話配線設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）配線設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	飲食店・ホテル、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	簡易間仕切（衝立）、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

⑺　リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、償却資産（固定資産税）においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、4ページ（4）の図のとおり取得価額が20万円未満の場合は課税客体とはなりません。

2　国税との主な違い

項　　目	**固定資産税（償却資産）の取扱い**	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法（固定資産税定率法） 一般の資産は固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）（※1）	一般の資産は、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却	月額償却
圧縮記帳の制度	認められません（※2）	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則として区分評価
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められません	認められます
建物として一括で償却	認められません	認められます

（※1）　法人税等の減価償却の方法は平成24年4月1日以後に取得した資産については定額法、定率法（200％定率法）のいずれかを、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産については定額法・定率法（250％定率法）のいずれかを、平成19年3月31日以前に取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを、それぞれ適用してもよいとされていますが、固定資産税では、鉱業用坑道の評価を除き全て旧定率法で評価し、取得価格の5％が最低限度額となります。

（※2）　圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

3　償却資産の評価方法

償却資産の評価は、「固定資産評価基準」の規定に基づき、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として、一品ごとに次の算式により求められます。

【評価額】・前年中に取得した資産……取得価額 ×（１－ｒ／２）
・前年前に取得した資産……前年度評価額 ×（１－ｒ）
※　ｒ……耐用年数に応ずる減価率（下表参照）
ただし、最低限度額を下回る場合は最低限度額が評価額となります。

減　価　残　存　率　表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	7	0.280	0.860	0.720	12	0.175	0.912	0.825	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	8	0.250	0.875	0.750	13	0.162	0.919	0.838	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	9	0.226	0.887	0.774	14	0.152	0.924	0.848	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	10	0.206	0.897	0.794	15	0.142	0.929	0.858	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	11	0.189	0.905	0.811	16	0.134	0.933	0.866	21	0.104	0.948	0.896

（注）　耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

ア　中古見積耐用年数‥‥同省令第３条第１項の規定により見積もった耐用年数

イ　短縮耐用年数‥‥法人税法施行令第57条第１項又は所得税法施行令第130条第１項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

また、平成20年の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正に伴い、平成21年度課税分から改正後の耐用年数に基づく減価率を用いて評価することとなっています。

これまでの申告において、機械及び装置で耐用年数の変更があった資産については、変更をしていただいていますが、未だ、変更していない場合は、変更が必要となりますので、各市の固定資産税担当までご連絡ください。これまでの申告において、既に耐用年数の変更を済ませている方は手続きの必要はありません。

4　納税義務者等について

(1)　納税義務者

毎年１月１日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

(2)　課税標準

毎年１月１日現在の償却資産の価格の合計額が課税標準額となります。

ただし、特例の適用がある場合には、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

(3)　税率・税額

税率は、1.4／100です。（償却資産には、都市計画税は課税されません。）

※那珂川市の税率は、1.5／100です。

課税標準額（1,000円未満切捨て）　×　1.4（※1.5）／100　＝　税額（100円未満切捨て）

(4)　免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が、180万円未満の場合は課税されません。

５　非課税となる資産

地方税法第348条に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。新たに取得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出してください。

６　大型特殊自動車と小型特殊自動車について

道路運送車両法施行規則　別表第１（大型特殊自動車の説明用に加工したものです。）

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">自動車の構造及び原動機</th><th colspan="3">自動車の大きさ</th><th rowspan="2">自動車の種　別</th><th rowspan="2">償却資産</th></tr>
<tr><th>長さ</th><th>幅</th><th>高さ</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一</td><td rowspan="3">イ</td><td rowspan="3">ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパ、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15km/時以下のもの</td><td rowspan="3">4.70m
以下</td><td rowspan="3">1.70m
以下</td><td rowspan="3">2.80m
以下</td><td>小型特殊自動車</td><td>対象外
（※１）</td></tr>
<tr><td>左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15km/時を超えるもの</td><td rowspan="2">大型特殊自動車</td><td rowspan="2">対　象</td></tr>
<tr><td>左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当しないもの</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td>農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</td><td>左に掲げる自動車であって、最高速度 35km/時未満のもの</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>小型特殊自動車</td><td>対象外
（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">左に掲げる自動車であって、最高速度 35km/時以上のもの</td><td colspan="3"></td><td>大型特殊自動車</td><td>対　象</td></tr>
<tr><td>二</td><td colspan="5">ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>大型特殊自動車</td><td>対　象</td></tr>
</table>

上表“イ”に該当する自動車は、最高速度 15km/時、長さ 4.70m、幅 1.70m、高さ 2.80m の４つの条件を１つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産の対象となります。

上表“ロ”に該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が 35ｋｍ/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産の対象となります。

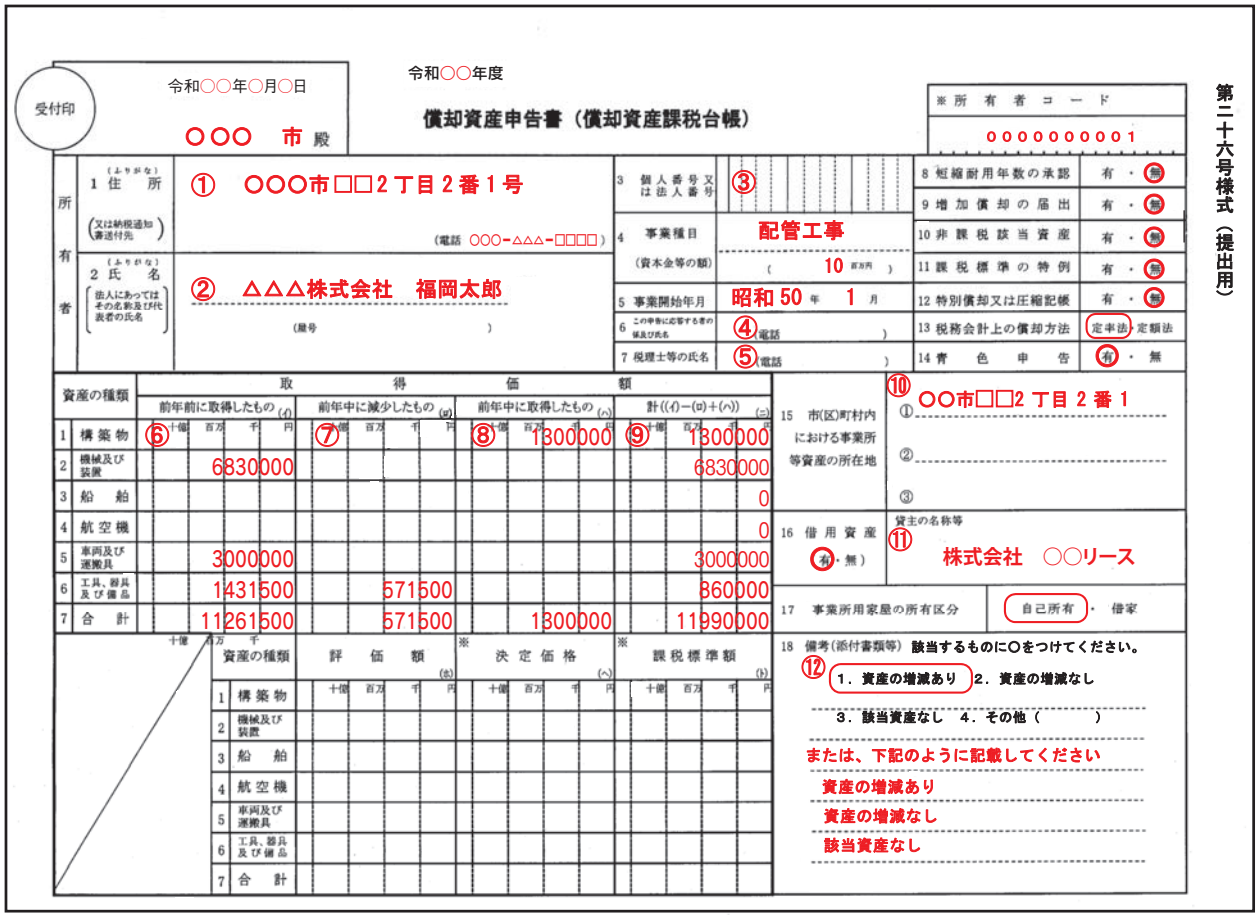
令和3年度から農耕作業用トレーラについては、農耕作業用自動車に指定されたため、“ロ”に該当する自動車になりました。

※１　小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となります。別途、軽自動車税の申告が必要です。詳しくは各市の固定資産税担当へご連絡ください。

□：申告の対象となる部分　□：申告の対象とならない部分

第３　償却資産申告書の書き方

記載例１



令和○○年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式（提出用）

受付印　令和○○年○月○日　○○○　市　殿

※所有者コード　0000000001

所有者
1 住所（又は納税通知書送付先）　①　○○○市□□2丁目2番1号　（電話　○○○－△△△－□□□□）
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）　②　△△△株式会社　福岡太郎　（屋号　）

3 個人番号又は法人番号　③
4 事業種目（資本金等の額）　配管工事　（10 百万円）
5 事業開始年月　昭和 50 年 1 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名　④　電話　）
7 税理士等の氏名　⑤　電話　）

8 短縮耐用年数の承認　有・無
9 増加償却の届出　有・無
10 非課税該当資産　有・無
11 課税標準の特例　有・無
12 特別償却又は圧縮記帳　有・無
13 税務会計上の償却方法　定率法・定額法
14 青色申告　有・無

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1 構築物	⑥	⑦	⑧ 1300000	⑨ 1300000
2 機械及び装置	6830000			6830000
3 船舶				0
4 航空機				0
5 車両及び運搬具	3000000			3000000
6 工具、器具及び備品	1431500	571500		860000
7 合計	11261500	571500	1300000	11990000

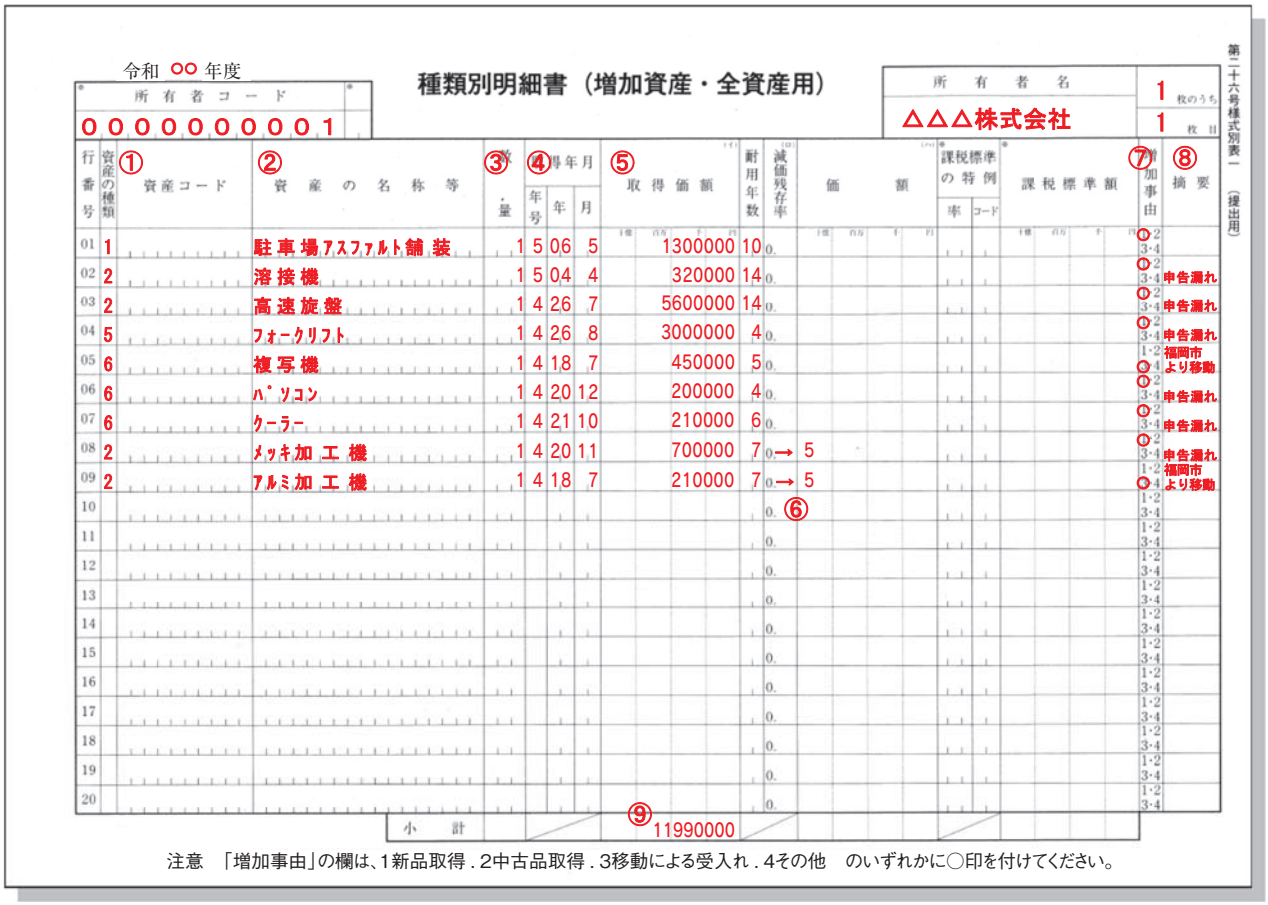
資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地　⑩　①　○○市□□2丁目2番1　②　③
16 借用資産（有・無）　貸主の名称等　⑪　株式会社　○○リース
17 事業所用家屋の所有区分　自己所有・借家
18 備考（添付書類等）該当するものに○をつけてください。　⑫
1．資産の増減あり　2．資産の増減なし　3．該当資産なし　4．その他（　）
または、下記のように記載してください
資産の増減あり
資産の増減なし
該当資産なし

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

①	住所	住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号を記載してください。
②	氏名	氏名を記載し、ふりがなを付してください。また、個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。 ※令和4年度から押印不要になりました。押印欄のある様式も引き続きご利用いただけますが、押印する必要はありません。
③	個人番号又は法人番号	マイナンバー（個人番号）又は法人番号を記載してください。
④	この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について、直接応答できる方の係及び氏名、電話番号を記載してください。
⑤	税理士等の氏名	関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。
⑥	前年前に取得したもの(イ)	前年までに申告された資産の合計です。今年、初めて申告される方は“0”になります。 前年前に取得し、申告漏れになっていたものがある場合は、それらも含めた取得価額を記載してください。
⑦	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に減少（売却・滅失・移動）したものの取得価額を記載してください。 今年、初めて申告される方は、記載しないでください。
⑧	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に増加（新品取得・中古品取得・移動による受け入れ）した資産の取得価額を記載してください。
⑨	計((イ)－(ロ)＋(ハ))	毎年1月1日現在の全資産の取得価額を記載してください。
⑩	市(区)町村における事業所等資産の所在地	市内の資産の所在地を記載してください。
⑪	借用資産	借用資産の有無について該当するものを選択してください。 借用資産がある場合は、貸主の氏名を記載してください。
⑫	備考	償却資産の増減については、該当するものを“○”で囲むか、「増減のあり・なし」等を記載してください。

記載例２



令和 ○○ 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード：０００００００００１

所有者名：△△△株式会社

1 枚のうち 1 枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

行番号	資産の種類 ①	資産コード	② 資産の名称等	③ 数量	④ 取得年月 年号	年	月	⑤ 取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	⑦ 増加事由	⑧ 摘要
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	06	5	1300000	10	0.					○2 3·4	
02	2		溶接機	1	5	04	4	320000	14	0.					○2 3·4	申告漏れ
03	2		高速旋盤	1	4	26	7	5600000	14	0.					○2 3·4	申告漏れ
04	5		フォークリフト	1	4	26	8	3000000	4	0.					○2 3·4	申告漏れ
05	6		複写機	1	4	18	7	450000	5	0.					1·2 ○4	福岡市より移動
06	6		パソコン	1	4	20	12	200000	4	0.					○2 3·4	申告漏れ
07	6		クーラー	1	4	21	10	210000	6	0.					○2 3·4	申告漏れ
08	2		メッキ加工機	1	4	20	11	700000	7	0.→5					○2 3·4	申告漏れ
09	2		アルミ加工機	1	4	18	7	210000	7	0.→5					1·2 ○4	福岡市より移動
10										0. ⑥					1·2 3·4	
11										0.					1·2 3·4	
12										0.					1·2 3·4	
13										0.					1·2 3·4	
14										0.					1·2 3·4	
15										0.					1·2 3·4	
16										0.					1·2 3·4	
17										0.					1·2 3·4	
18										0.					1·2 3·4	
19										0.					1·2 3·4	
20										0.					1·2 3·4	
			小計					⑨ 11990000								

注意　「増加事由」の欄は、1新品取得．2中古品取得．3移動による受入れ．4その他　のいずれかに○印を付けてください。

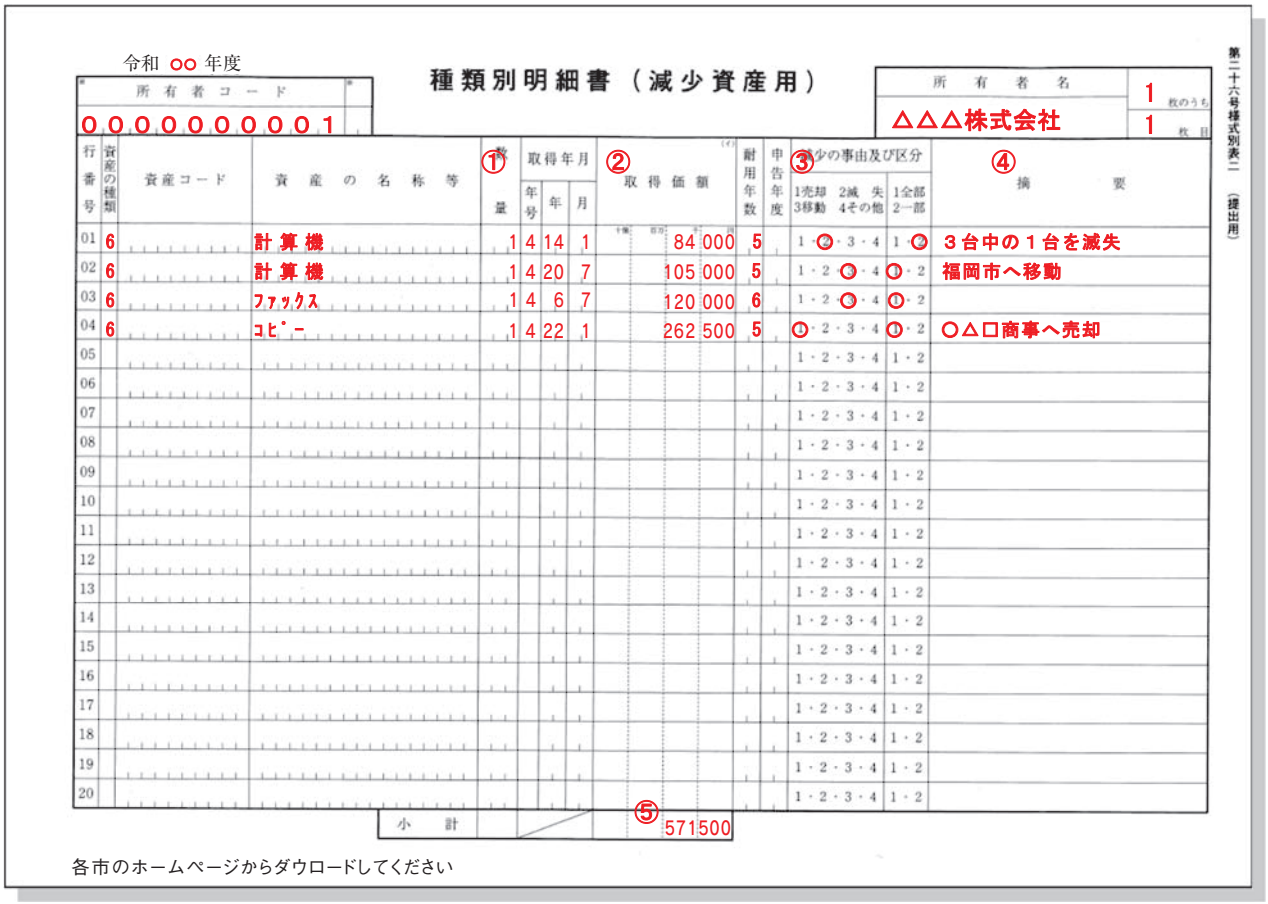
種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

前年1月2日から本年1月1日までにおいて、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。（例:令和9年度申告対象　令和8年1月2日～令和9年1月1日）

ただし、初めて申告される方は、本年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

①	資産の種類	資産の種類は、１種から６種までを記載してください。 （３ページを参照してください。）
②	資産の名称等	資産の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用して30字以内で記載してください。（濁点、半濁点も１字に数えます。）
③	数量	資産の数量を記載してください。
④	取得年月	資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。 “昭和”⇒“３”、“平成”⇒“４”、“令和”⇒“５”
⑤	取得価額	資産の取得された価額を記載してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
⑥	耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。 ※ただし、申告漏れや移動受け入れによって今回初めて申告される資産がある場合は、従前の耐用年数と改正後の耐用年数が分かるように、 “改正前耐用年数”→“改正後耐用年数”の形式で記載してください。
⑦	増加事由	該当する事由の番号を“○”で囲んでください。 １：新品取得、２：中古品取得、３：移動により受け入れ、４：その他
⑧	摘要	課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
⑨	小計	ページごとに増加した取得価額の合計を記載してください。

記載例３



令和 ○○ 年度

種類別明細書（減少資産用）

所有者コード：0000000001

所有者名：△△△株式会社　1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	①数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得月	②取得価額	耐用年数	申告年度	③減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	③減少の事由及び区分 1全部 2一部	④摘要
01	6		計算機	1	4	14	1	84,000	5		1・2・(3)・4	1・(2)	３台中の１台を滅失
02	6		計算機	1	4	20	7	105,000	5		1・2・(3)・4	(1)・2	福岡市へ移動
03	6		ﾌｧｯｸｽ	1	4	6	7	120,000	6		1・2・(3)・4	(1)・2	
04	6		ｺﾋﾟｰ	1	4	22	1	262,500	5		(1)・2・3・4	(1)・2	○△□商事へ売却
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小計					⑤571,500					

第二十六号様式別表二（提出用）

各市のホームページからダウロードしてください

種類別明細書（減少資産用）の書き方

前年1月2日から本年1月1日までにおいて、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について申告してください。

①	数量	減少する数量を右詰めで記載してください。
②	取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。
③	減少の事由及び区分	該当する事由、区分の番号を選択してください。 事由（１売却　２滅失　３移動　４その他） 区分（１全部　２一部）
④	摘要	移動先の市町村名等を記載してください。また、売却した場合は、売却先等を記載してください。
⑤	小計	ページごとに減少した取得価額の合計を記載してください。

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種	対象となる償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等（賃借人等が取り付けた場合）、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン等）、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、施盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機、印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、冷蔵ストッカー等
理容・美容業	理容・美容椅子、パーマ機、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備等、消毒滅菌用機器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機等の農業用機器設備、農業用器具

※上の表は、申告の対象となる主な資産の例示です。

申告書を提出される前にご確認ください

- □ 所有者の住所（納税通知書の送付先）及び氏名に変更はありませんか？
- □ 個人番号または法人番号は記入していますか？
- □ 「この申告に応答する者の係及び氏名欄」に連絡先は記入していますか？
- □ 種類別明細書（増加資産・全資産用or減少資産用）は添付していますか？
- □ 申告書控えの返送を希望する場合、「申告書控え」「切手を貼った返信用封筒」は同封していますか？
- □ 申告書の提出先は、資産が所在する市になっていますか？